



旅行などでの長距離移動の際、新型コロナの感染予防のため、電車・バスなど公共交通機関よりマイカーを移動手段にしたいと考えられている方も多いと思います。気を付けたいのが高速道路での事故です。歩行者や自転車が進入できない自動車専用道路のため一般道路よりも安全、と考えがちですが、高速で走行する自動車がひとたび事故を起こした場合、重大事故となる危険をはらんでいるのです。

今回は、高速道路で多い事故、また、事故防止のために心がけたい3つのポイントを紹介します。

\*~\*.....\*~\*

▼△ 高速道路でまさかの事故！ 安全ドライブ3つのポイント △▼

\*~\*.....\*~\*

令和元年中の高速道路における死亡事故は、前年に比べて減少したものの、故障や事故で停車中の車や、路上に出た人に後続車が衝突するという事故がまだまだ後を絶ちません。

「まさか自分の車が故障や事故なんて…」 「停車している車や人が路上にいるなんて…」 というドライバーの油断や慢心などが重大事故を引き起こす要因になっています。

■高速道路ではどんな事故が多い？

高速道路で発生しやすい事故には、次のようなものがあります。

- ・簡易分離の区間における反対車線はみ出しポストコーンなどの簡易なもので仕切られた片側1車線道路において、走行中の車が何らかの理由で反対車線にはみ出して対向車と正面衝突。
- ・逆走

誤って進行方向と逆の方向に走行（逆走）し、向かってくる自動車と正面衝突。特に最近、高齢ドライバーの割合が高い傾向が続いている。

- ・停車している車や、降車して路上に降り立った人に衝突車両故障や事故などで、本線車道または路肩に停止した自動車や、路上に降り立った人に後続車が衝突。故障や事故などで停車した場合、後続車が前方で停車中の車に早めに気付くように、ドライバーは三角停止表示板など「停止表示器材」の表示が法律によって義務付けられています。しかし、令和元年中の死亡事故24件において、停止表示器材の使用が確認されなかったとのこと。

【事故事例】

交通量が少ない高速道路で、単独交通事故を起こした運転者が、車内に留まり、110番通報している最中に後続車に追突された事故。事故発生当時、三角停止表示板などの表示はなかった。

- ・車外へ放り出されるガードレールなどへの衝突によって、乗車している人が窓ガラスを突き破って車外へ投げ出され、アスファルトに激突したり、後続車にひかれたりするケース。
- 特に、全席シートベルトの着用が義務付けられているにもかかわらず、未着用であった乗員が車外へ放り出される場合が多い。

- ・渋滞最後尾への追突

車両故障や事故、工事などの様々な理由で発生した渋滞の最後尾で停車・減速している自動車に、後続車両が気付くのが遅れ追突。

- ・二輪車の関係する事故

二輪車が、単独でガードレールに衝突したり、他の車両と衝突して二輪車が転倒したりする事故が多い。

■事故防止のポイント

●ポイント1～発炎筒や停止表示器材の携行高速道路での事故には、「車両故障が起こらないようにしていれば」または「停止表示器材を携行して、故障や事故のときにきちんと表示していれば」未然に防げたケースもあります。出発前に十分な点検・整備を行い、発炎筒はもちろん、三角停止表示板を常備し、使い方も覚えておきましょう。

●ポイント2～ルールとマナーを守るちょっとした不注意やルール・マナー違反が大きな事故につながることもあります。高速道路では次のようなルールとマナーを守りましょう。

1. 追越車線ばかりを走らない、左側から追い越さない追越車線は追越しのための車線なので、追越しが終わったら速やかに走行車線に戻しましょう。追越車線ばかりを走っていると違反となるおそれがあることに加えて、速度超過になりやすく交通事故を引き起こす原因となります。

また、前の車を追い越す際には、左側の走行車線から追い越さないようにします。

\*左側から追い抜きし、追越し車線に戻ると違反になる。追い抜いたらそのまま走行車線を走るようにすること。

(2) 安全な速度と十分な車間距離を保って走行道路標識や電光掲示板などに注意して、周囲の状況にあった安全な速度を保ちましょう。事故の発生や気象条件などによって、臨時の最高速度が指定される場合もあります。また、前の車が急停止した場合に備え十分な車間距離をとってください。

なお、急な割り込みやジグザグ運転、車間距離を詰めて異常に追いつけるなどの妨害運転は、令和2年6月30日から厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年（著しい交通の危険を生じさせた場合は、最大で懲役5年）の刑に処せられ、運転免許を取り消されることとなりました。周りの車の動きなどに注意し、相手の立場について思いやりの気持ちを持って、ゆずり合いの運転をすることが大切です。

(3) 駐停車しない、路肩を走らない故障時など止むを得ないときに十分な幅員のある路肩に駐停車する場合や料金所、警察官による命令などで停止する場合を除いて駐停車禁止です。路肩は自動車が走行する場所ではありません。故障その他の理由によって止むを得ない場合を除き、走行や駐停車をしてはいけません。

また、目的のインターチェンジを通り越したり、走行中に落とし物をしたりするなど、どんな理由があっても逆走をしてはいけません。とくに、サービスエリアやパーキングエリアから本線に戻る際に進行方向を間違えないよう注意しましょう。

●ポイント3～故障や事故が発生したら万一、高速道路で故障や事故が発生し、やむを得ず駐停車するときは、二次的な事故を起こさないようにすることが重要です。後続車に十分注意をして、次のような対応をとってください。

(1) ハザードランプを点灯させ、路肩に停車追突防止のため、ハザードランプで故障や事故発生の場合をしましょう。故障時には急ブレーキをかけずに減速し、できるだけ路肩に寄せてハザードランプを点灯したまま停車してください。

(2) 発炎筒、停止表示器材を後方に設置乗員はガードレールの外など安全な場所に避難してください。後続車に十分注意して、停車した車の後方で、後続車から見やすい場所に発炎筒や停止表示器材を設置しましょう。

(3) 引き続きガードレールの外側など安全な場所に避難引き続きガードレールの外側など安全な場所に避難。車に戻ったり、路上に残ったりしないでください。

(4) 発生した故障・事故状況を通報まずは、110番、または道路緊急ダイヤル「#9910」のいずれかに通報します。

※高速道路に限らず、交通事故時には

1. 負傷者の確認・救助
2. 二次災害防止のための措置
3. 警察への連絡
4. 相手方の身元確認

を行ってから、保険会社に連絡するようにしてください。

-----  
お知らせ MEMO

～屋外でマスクを外してもよい場面は？  
-----

新型コロナウイルスの感染リスクを減らすには基本的な感染対策が重要となってきます。基本的な感染対策とは、「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」等です。

このうち、「マスクの着用」について、厚生労働省では、屋外では、人と近くで会話をするとき以外は、マスクは必要ありませんと呼びかけています。

例えば、公園での散歩やランニング、徒歩や自転車での通勤、屋外で人と静かにすれ違う場面などでは着用の必要はないとのこと。

特に気温や湿度が高い場合、熱中症を防ぐために、屋外ではマスクを外しましょう。ただし、通勤ラッシュ、病院内、高齢の方に会う時は、マスクを忘れずに。屋内については、他者と身体的距離が確保できて会話をほとんど行わない場合、例えば距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞などの場合のみ、マスクは必要ありませんが、それ以外の場面については、マスクの着用を推奨しています。

※2022年8月22日時点のものです。新型コロナウイルス感染症に関する情報は随時変更になる可能性がありますのでご注意ください。

以上